

令和2年8月31日成田市規則第60号

成田市臨時休業に伴う放課後等デイサービスに係る利用者負担額助成規則

(目的)

第1条 この規則は、臨時休業に伴い、放課後等デイサービスを利用した障害児の保護者に対し、当該放課後等デイサービスに係る費用の一部を助成することにより、経済的な負担を軽減し、もって障害児の家庭の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 臨時休業 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症の感染の拡大を防止するため、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定により行われた休業をいう。
- (2) 放課後等デイサービス 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスをいう。
- (3) 障害児 法第4条第2項に規定する障害児をいう。
- (4) 保護者 法第6条に規定する保護者をいう。

(助成対象者)

第3条 助成を受けることができる者は、本市から法第21条の5の7第9項に規定する通所受給者証（以下「通所受給者証」という。）を交付されている障害児の保護者とする。

(助成額)

第4条 助成額は、臨時休業に伴い利用した放課後等デイサービスに係る自己負担額であって、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 放課後等デイサービスを行う事業者（以下「事業者」という。）から電話等による代替的な方法で受けた放課後等デイサービスに係る自己負担額
- (2) 新たに法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定（以下「通所給付決定」という。）を受け、事業者から受けた放課後等デイサービスに係る自己負担額
- (3) 法第21条の5の7第7項に規定する支給量を増加するために法第21条の5の8第2項の規定による通所給付決定の変更の決定を受け、事業者から受けた放課後等デイサービスに係る自己負担額のうち、当該変更の決

定を受けて増加した額

(4) 事業者から受けた放課後等デイサービスに係る自己負担額のうち、授業の終了後に行う場合の額から休業日に行う場合の額に切り替わることにより増加した額

(5) 事業者からその営業時間前に受けた放課後等デイサービスに係る自己負担額のうち、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）別表の第3の10に定める延長支援加算の算定により増加した額
(申請)

第5条 助成を受けようとする者は、放課後等デイサービス利用者負担額助成申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長は、公簿等により確認することができるときは、第1号に掲げる書類を省略させることができる。

(1) 通所受給者証の写し

(2) 自己負担額の支払を証する書類

(助成の決定等)

第6条 市長は、前条本文の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成の可否を決定し、放課後等デイサービス利用者負担額助成決定・却下通知書（別記第2号様式）により、当該申請をした者に通知するとともに、助成の決定をした者に対しては、助成金を支給するものとする。

(助成の取消し及び返還)

第7条 市長は、偽りその他不正な手段により助成の決定を受け、又は不当に助成を受けた者がいるときは、当該決定を取り消し、又は既に助成した金額の全部若しくは一部を返還させることができる。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(令和2年4月1日から同年6月30日までの間における助成額の特例)

2 令和2年4月1日から同年6月30日までの間に事業者から受けた放課後等デイサービスに係る自己負担額の助成額は、第4条の規定にかかわらず、同年4月1日から同年6月30日までの間に事業者から受けた放課後等デイサービスに係る自己負担額の全額とする。

(失効)

3 この規則は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条

の規定は、同日後においても、なおその効力を有する。

[別記様式 略]